

○瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)

第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学が困難な児童又は生徒(法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下「児童生徒」という。)若しくは就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)の保護者(法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、瀬戸市が行う援助(以下「就学援助」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象者となる者は、本市の区域内に住所を有し、瀬戸市立の小学校又は中学校(以下「市立小中学校」という。)に在学する児童生徒若しくは就学予定者の保護者で、次項に同意し、かつ第3項又は第4項に該当する者から瀬戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定する。

2 就学援助の支給対象者となる者は、次に掲げる事項に同意するものとする。

- (1) 申請書の記載事項について、住民基本台帳の確認及び審査に伴う課税状況、児童扶養手当の受給状況、他市町村の新入学児童生徒学用品費(他市町村における同等の施策を含む。)の受給状況等の所要の調査に同意する。
- (2) 保護者の負担することとなる給食費について、教育委員会が就学援助費から充当することに同意する。
- (3) 学校諸費を滞納している場合は、学校長(市立小中学校の学校長をいう。以下同じ。)経由の支給に変更することとし、変更後の援助費の請

求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任することに同意する。

- (4) 第5条により認定され、新入学児童生徒学用品費の支給を受けた後に、市立小中学校に入学を予定していた就学予定者又は児童生徒が市立小中学校に入学しなかった場合は、当該新入学児童生徒学用品費を返還することに同意する。

3 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)

4 次の各号のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者(以下「準要保護者」という。)

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号。以下「市税条例」という。)第24条第2項の規定に基づく市民税の非課税

ウ 市税条例第51条の規定に基づく市民税の減免

エ 市税条例第71条の規定に基づく固定資産税の減免

オ 瀬戸市国民健康保険条例(昭和36年瀬戸市条例第1号)第21条の規定に基づく国民健康保険料の減免

カ 児童扶養手当法(昭和36年法律238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

キ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の掛金の免除

ク 生活福祉資金による貸付け

ケ 児童生徒と生計を一にする世帯全員の基準年の所得の合計が、瀬戸市が定める基準に満たず、かつ、経済的に困窮していると教育委員会が認める者

- 5 親権を行うものが当該児童生徒又は就学予定者と別居し、かつ、監護若しくは教育を行わないと認められるときは、当該児童生徒又は就学予定者と同居し、かつ、監護及び教育を行う者を保護者とみなす。
- 6 親権を行うものが当該児童生徒又は就学予定者とやむを得ず別居するが、生計を一にして引き続き監護が続く場合は、第1項の規定にかかわらず支給対象者は、本市の区域内に住所を有することを問わないこととする。

(援助費目及び支給額)

第3条 要保護者及び準要保護者として認定された者に対する就学援助は、次に掲げる費目について行うものとする。

- (1) 学用品費等 児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習材料を含む。)の購入費
- (2) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) 児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費、見学料等。ただし、4月1日から翌年2月末日までの実施分に限る。
- (3) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費、見学料等
- (4) 通学費 公共交通機関により通学している児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費のうち、教育委員会が必要と認めるもの
- (5) 修学旅行費 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料等並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医療品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送代、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

- (6) 新入学児童生徒学用品費 新たに入学する児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)の購入費
 - (7) 医療費 学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療に要する経費で保護者が負担することとなる額
 - (8) 学校給食費 児童生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額
- 2 生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には、前項第5号の費目以外については支給しない。
- 3 就学援助の支給額は、第1項に規定する費目について、予算の範囲内で毎年度教育委員会が定めるものとする。
- 4 第1項第6号に規定する新入学児童生徒学用品費は、他市町村の新入学児童生徒学用品費(他市町村における同等の施策を含む。)を受給(物品等の支給を含む。)していない場合に限る。
- 5 区域外就学の児童生徒については、次のとおりとする。
- (1) 本市の区域外に転出した児童生徒で、市立小中学校に在籍している場合は、当該児童生徒の就学援助費を支給するものとする。
 - (2) 本市の区域内に住所がある児童生徒で、区域外通学により瀬戸市立以外の学校に在籍している場合は、当該児童生徒の就学援助費は支給対象外とする。
- 6 前項について、他市町村と協議のうえ決定した事項については、この要綱に定める限りではない。

(援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、「就学援助費受給申請書」(第1号様式。以下「申請書」という。)に証明書類等を添えて、教育委員会又は学校長(就学予定者の保護者による申請を除く。)に提出す

るものとする。

2 申請書の提出期間は、次の各号の区分に応じて定める期間とする。

- (1) 就学援助を受けている保護者が、翌年度において引き続き就学援助の受給を申請する場合(小学校6年生で中学校へ入学を予定している場合を含む。) 当該年度の1月4日から2月末日まで
- (2) 就学予定者が小学校へ入学を予定し、新たに就学援助の受給を申請する場合 入学予定前年度の12月1日から1月末日までの間で教育委員会が指定した期間
- (3) 本市の区域内に転入し、小学校へ入学し、新たに就学援助の受給を申請する場合(前号の区分に該当する場合を除く。) 当該年度の4月末日まで
- (4) 転入学又は災害等の事由により年度の途中において受給を申請する場合 当該年度の1月末日まで
(認定)

第5条 教育委員会は、前条に定める申請があったときは、申請書を審査し、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める末日までに認定を終了するものとする。この場合において、第2条第4項各号に規定する要件の適用に関して、年度途中の学期単位で再審査及び再認定に係る事務を行うこととし、2学期分(8月1日から12月末日分とする。)は8月1日、3学期分(1月1日から3月末日分とする。)は12月1日現在の状況をもって審査するものとする。

- (1) 前条第2項第1号に規定する場合 3月末日まで
- (2) 前条第2項第2号に規定する場合 申請書の提出期間末日の翌月末日まで
- (3) 前条第2項第3号に規定する場合 申請の都度
- (4) 前条第2項第4号に規定する場合 2月末日まで

- 2 前項の認定の際は、教育委員会は必要に応じ学校長の意見又は民生委員若しくは福祉事務所の長の所見を総合的に審査し、前項に定める期日までに認定を行うものとする。
- 3 提出された申請書について、添付書類の不備、所得未申告等の理由により認定できない場合、当該申請日より起算して30日を経過した日をもってその申請を無効とする。
- 4 第7条第1項の規定により認定を取り消された後、当該年度中に第2条第4項の要件を満たすことにより再認定した認定時期は、当該要件を満たすこととなった基準日とする。

(認定の通知)

第6条 教育委員会は、提出された申請書について保護者及び学校長にその結果を通知する。

- 2 2学期分と3学期分の結果については、前学期の認定状況からの変更があった場合に限り、保護者に通知する。なお、学校長へは全員の就学援助認定結果を通知する。

(認定の取消)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条第4項各号の要件を満たさなくなった場合
 - (2) 転出に伴う転校をした場合
 - (3) 就学予定者又は次年度に瀬戸市立の中学校に入学を予定していた児童で市立小中学校に入学をしなかった場合。ただし、入学しなかった事由が就学予定者又は児童の死亡を起因とする場合を除く。
 - (4) 対象児童生徒が死亡した場合
- 2 前項により、認定を取り消す場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日をもって認定を取り消すものとする。

- (1) 前項第2号に規定する場合 就学中の市立小中学校を退校する日
 - (2) 前項第3号に規定する場合 事由が発生した都度
 - (3) 前項第4号に規定する場合 事由が発生した月の末日
- 3 虚偽の申請による認定があった場合は、その認定は元よりなかったものとする。

(就学援助費の支給方法)

第8条 就学援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により、金銭又は現物で直接支給対象者に対して行うものとする。ただし、保護者が学校諸費を滞納している場合は、保護者の委任により学校長を経て保護者に支給することができる。

- 2 前項に規定する保護者に係る学校諸費について、未納がある場合は就学援助費から当該金額を充当することができる。
- 3 学校給食費については、教育委員会が保護者の負担することとなる金額を就学援助費から瀬戸市へ充当する。ただし、新規申請分については、申請日の属する学期は保護者への支払いとし、翌学期分より瀬戸市への充当とする。

(就学援助費の支給時期)

第9条 就学援助費の支給時期は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期とする。

- (1) 学用品費等 1学期分7月、2学期分12月、3学期分3月
- (2) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 1学期実施7月、2学期実施12月、3学期実施3月
- (3) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) 1・2・3学期実施3月
- (4) 新入学児童生徒学用品費 認定をした月又は翌月
- (5) 修学旅行費 1学期実施7月・8月、2学期実施12月・1月
- (6) 通学費 1学期分7月、2学期分12月、3学期分3月

(7) 学校給食費 1学期分9月、2学期分2月、3学期分4月

(8) 医療費 1・2学期分12月、3学期分3月

(就学援助費の返還)

第10条 第5条により認定され、新入学児童生徒学用品費の支給を受けた後に、市立小中学校に入学を予定していた就学予定者又は児童生徒が市立小中学校に入学しなかった場合は、当該新入学児童生徒学用品費を返還するものとする。

(補助機関)

第11条 支給事務について、教育委員会が学校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び学校長は次の事務を行うものとする。

(1) 学校長は、保護者の委任に基づき、該当児童生徒の学校諸費の滞納を調べ、教育委員会の支給された就学援助費から滞納分を充当したのち、保護者に残金の支給を行う。

(2) 教育委員会は、支給事務の適正な執行を図るため、学校長が行う支給事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第12条 教育委員会は、保護者又は業者の請求書、受領書(医療費にあつては医療機関等の請求書及び受領書)及び支給明細書を他の関係書類とともに整理し、保存する。

(その他)

第13条 この要綱の実施に必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第1号様式

第1号様式

年 月 日

(宛先) 瀬戸市教育委員会

年度 就学援助費受給申請書

就学援助を受けたいので、次の同意又は委任事項に同意のうえ（新規・継続）申請します。

申請者	住所	瀬戸市			
	氏名		連絡先	自宅電話番号	— —
				携帯電話番号	— —

【同意・委任事項】

- 申請書の記載事項に係る、住民基本台帳の確認及び審査に伴う生活保護受給状況、住民税課税状況、国民健康保険料減免状況、児童扶養手当受給状態、国民年金減免状況、生活福祉資金貸付状況、所得状況等の所要の調査について
- 学校が徴収する給食費を瀬戸市教育委員会が就学援助費から充当することについて
- 学校諸費の滞納が判明したときは学校長経由に変更し、援助費の請求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任することについて
- 新入学学用品費の支給に関し転出、私学入学等により瀬戸市立小中学校へ入学しなかった場合は支給済の新入学学用品費を返還することについて（新入学児童生徒のみ）
- 他市町村の新入学児童生徒学用品費（他市町村における同等の施策を含む。）の受給状況等の所要の調査に同意し、受給済の場合はこの申請に新入学児童生徒学用品費を含めないことについて（転入を伴う新入学児童生徒のみ）
- 添付書類の不備、所得未申告等により、申請日より30日を経過してもなお認定に至らないときは、本申請を取り下げることに付いて

1. 就学援助希望児童生徒 ※ 年4月の状況を記入してください。

学 校 名	学年	児童生徒氏名	生年月日	申請者との続柄	新入学学用品費 該当者は○印
学校	年				
学校	年				
学校	年				
学校	年				
学校	年				

2. 上記児童生徒と生計を共にする者（裏面※1参照）

続柄	氏 名	生年月日	職業等	○印をつけてください。	住宅形態
申請者			会社員 公務員 自営業 学生 パート・アルバイト 無職 その他		1 持 家 2 借 家
			会社員 公務員 自営業 学生 パート・アルバイト 無職 その他		
			会社員 公務員 自営業 学生 パート・アルバイト 無職 その他		
			会社員 公務員 自営業 学生 パート・アルバイト 無職 その他		
			会社員 公務員 自営業 学生 パート・アルバイト 無職 その他		
			会社員 公務員 自営業 学生 パート・アルバイト 無職 その他		

3. 就学援助費の受領先（該当項目に☑チェックのうえ必要に応じ受領先を記入してください。）

☐ 前年度と同じ口座（振込口座の記入は不要です。）

☐ 新規・変更

※新規又は変更の場合にご記入ください。継続申請で前年度と同じ口座の場合は記入不要です。

金融機関	銀行・農協 信用金庫	店	支店番号
フリガナ			
口座名義人			
預金種別	普通・当座	口座番号	

4. 申請理由（該当する番号に○を付けてください。）

1. 生活保護を受けている。 2. 生活保護の廃止又は停止を受けている。 3. 固定資産税が減免されている。 4. 世帯全員の国民健康保険料が減免されている。 5. 児童扶養手当が支給されている。 6. 世帯全員の国民年金の掛け金が減免されている。 7. 生活福祉資金の貸付を受けている。 8. 世帯全員の市民税が非課税又は減免されている。 9. 低所得のため生活が困窮している。（※2参照）	【特記事項】
---	--------

注意：虚偽の申請による認定があった場合は、年度の途中であっても認定を取り消します。

記載いただいた個人情報は、就学援助以外の目的での使用や、第三者に譲渡することはありません。

※1 生計を共にする者について

住民票上の世帯が異なっている場合、同居者の収入を生活費等として分け合っている場合は生計を共にする者と判断します。ただし、同居にあたって住居の所有者に、家賃・光熱費・水道代・食費等を支払っており、経済的な援助を受けていない場合は、両親や親戚であったとしても別世帯と判断します。

※2 「9. 低所得のため生活が困窮している。」を理由に申請する場合

生計を共にする家族（学生を除く15歳以上の者全員）の中で、年末調整・確定申告を行っていない方は所得の申告をしていただく必要があります。勤務実績のない方も収入が0円であったことを申告する必要があります。申告の際は一度学校教育課にお越しいただき、書類の確認をさせていただいたうえで、税務課へご案内いたします。